

平成30年度実施施策に係る事前分析表

(文部科学省 30-12-4)

施策名	日本文化の発信及び国際文化交流の推進
施策の概要	芸術文化振興、文化財保護等の分野における国際文化交流の取組を推進することにより、我が国の文化芸術活動の水準を向上し、文化を通じて国際社会に貢献し、諸外国と相互理解の推進を図る。

達成目標 1	相乗効果の高い国際的な文化芸術事業、日本文化の対外発信、国内外の文化人・芸術家の相互交流事業の実施により、国際文化交流を推進するとともに、我が国のブランド力の向上を図る。							
達成目標 1 の設定根拠	「文化芸術推進基本計画」(平成30年3月6日閣議決定)の戦略3「国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献」として、「2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。」とされていることから、上記を目標として設定している。							
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
① 当該年度に指名された文化交流使の海外での活動回数	—	878回	484回	558回	603回	557回	496回	/
	年度ごとの目標値	—	248回	216回	216回	208回		
	目標値の設定根拠	事業実施要項において、原則として月8回日本文化紹介活動を実施するものと定めているが、目標値としては最低活動数の倍である月16回とし、これに予算に基づいた派遣件数及び期間を乗じたものを目標値として設定している。 【参考値】1人1か月当たりの文化交流使としての平均活動回数 26年度：15.6回、27年度：20.6回、28年度：22.3回、29年度：21.4回						
	指標の根拠	—						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定
	19年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	
② 文化交流使の指名数・派遣地域数(人・団体、地域)	16人・団体 3地域	14人・団体 3地域	8人・団体 3地域	10人・団体 3地域	12人・団体 3地域	8人・団体 3地域	6人・団体 3地域	/
	年度ごとの目標値	15人・団体 3地域	15人・団体 3地域	8人・団体 3地域	8人・団体 3地域	10人・団体 3地域		
	目標値の設定根拠	派遣人数・団体は予算に基づいた数値とした。27年度より、一部の類型(団体)を廃止したことにより、目標値を修正した。また、派遣地域数は、派遣先として欧州地域、北米地域、アジア・大洋州・中近東地域の3地域を目標としているため。 【参考値】これまでの延べ派遣国数の推移 25年度：70か国、26年度：77か国、27年度：79か国、28年度：80か国、29年度：82か国						
	指標の根拠	—						
測定指標	基準値	実績値					目標値	判定

	—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
③ アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業の補助団体における滞在芸術家数 ※平成27年度までの実績欄は、文化芸術の海外発信拠点形成事業（平成27年度までの事業）の実績値を記載	—	138人	99人	126人	85人	103人	104人		
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
	目標値の設定根拠	国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通じた創作活動等を行うことにより、国内外の芸術家等との双方向の国際文化交流が継続的に進められることが事業目的であることから、どれだけの人数の芸術家が滞在しているのか（滞在芸術家数）を目標値とすることで、国際文化交流が継続的に進められているかを計る。							
	指標の根拠	—							
測定指標	基準値	実績値						目標値	判定
	23年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
④ アーティスト・イン・レジデンス活動支援を通じた国際文化交流促進事業支援団体数 ※平成27年度までの進捗状況欄は、文化芸術の海外発信拠点形成事業（平成27年度までの事業）の状況を記載	27件	31件	22件	24件	19件	18件	27件		
	年度ごとの目標値	31件	21件	17件	20件	20件			
	目標値の設定根拠	支援件数については、予算に基づいた数値とした。							
	指標の根拠	—							
測定指標	基準値	実績値						目標値	判定
	—	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		
⑤ 「Culture NIPPON」の登録件数 ※Culture NIPPON…全国各地で実施される文化プログラムや文化施設等の情報を一元的に集約し、国内外に多言語で展開する文化情報ポータルサイト	—	—	—	—	—	1,994件	6,000件		
	年度ごとの目標値	—	—	—	—	—			
	目標値の設定根拠	平成29年12月より外部からの登録受付を本格的に開始し、年度内（4か月間）の登録件数が1,994件であったことから、平成30年度においても同様のペース（1か月500件）以上での登録が行われることを目標とする。							
	指標の根拠	—							
施策・指標に関するグラフ・図等									
測定指標①～⑤：平成30年度文化庁調べ									
達成手段 (事業)									
名称 (開始年度)	平成29年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成30年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号						

国際文化ネットワークの構築及び文化多様性の保護・促進への対応 (平成 12 年度)	24 (16)	21	0387
芸術家・文化人等による文化発信推進事業－文化庁「文化交流使」の派遣等－ (平成 15 年度)	72 (72)	63	0388
国際文化交流・協力推進事業 (平成 14 年度)	240 (227)	240	0389
文化芸術の海外発信拠点形成事業 (平成 23 年度)	110 (108)	99	0386
東アジア文化交流推進プロジェクト事業 (平成 24 年度)	170 (127)	170	0391
芸術文化の世界への発信と新たな展開 (平成 26 年度)	1,070 (1,005)	1,066	0392
平成 29 年度事前分析表からの変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・「文化芸術推進基本計画」の策定に伴い、それに基づき達成目標 1 及びその設定根拠を変更したものの。 ・測定指標①の目標値の設定根拠について、さらに積極的に事業を実施していく観点から、変更したものの。 		

達成目標 2	海外の文化遺産保護の拠点となる機関と連携し、保存修復等を通じた人材養成を実施することにより、海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力を推進する。				
達成目標 2 の設定根拠	平成 18 年に施行された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力に関する基本的な方針」においては、文化遺産国際協力として、文化遺産保護に携わる人材の養成が挙げられており、我が国の文化遺産国際協力に係る関係機関等の有する知識、技術及び経験等を活用して海外の専門家を対象とした、国内外での研修の充実を進めること等が規定されていることから、上記を目標として設定している。				
測定指標					
文化遺産の保存修復等に関する国際協力の状況	基準	—	—	判定	
	進捗状況	27 年度	紛争や災害で被害を受けた海外の文化遺産に関し、その被災状況や復興のためのマスタープラン策定の参考となる調査等を実施するとともに、現地専門家を対象としたワークショップや現地住民を対象とした説明会を実施し、一定の成果を得た。その他、海外の文化遺産の保護のために、専門家等を海外へ派遣または我が国に招へいするなど、文化遺産保護に携わる人材の育成等に資する事業を実施し、一定の成果を得た。 上記の取り組みによって、海外における文化遺産保護に係る現地の意識及び知識・技術の向上に貢献している。		
		28 年度			
		29 年度			
	目標	30 年度	海外における文化遺産保護に係る現地の意識及び知識・技術の向上並びに保護状況の向上		
目標の設定根拠	平成 18 年に施行された「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」第 6 条第 1 項の規定に基づく「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する基本的な方針」（平成 26 年 2 月 21 日外務省・文部科学省告示第 1 号）において、「文化遺産国際協力の推進に当たっての基本理念」として、現地政府及び関係機関並びに地域コミュニティの自主的な努力と協働を尊重して支援することが挙げられており、いずれの事業も現地の人自らが保存修復に対する意識を持ち、知識・技術を習得するとともに、最終的には彼ら自身の手によって文化遺産が守られていくことを目的としているため。				
施策・指標に関するグラフ・図等					

測定指標：文化庁調べ			
達成手段 (事業)			
名 称 (開始年度)	平成 29 年度予算額 (執行額) 【百万円】	平成 30 年度 当初予算額 【百万円】	行政事業レビューシート番号
文化財の国際協力の推進 (昭和 62 年度)	375 (364)	420	0390
平成 29 年度事前分 析表からの変更点	—		

施策の予算額・執行額					
(※政策評価調書に記載する予算額)					
		28 年度	29 年度	30 年度	31 年度要求額
予算の状況 【千円】 上段：単独施策に係 る 予算 下段：複数施策に係 る 予算	当初予算	2,176,456 ほか復興庁一括 計上分 0	2,058,541 ほか復興庁一括 計上分 0	2,078,426 ほか復興庁一括 計上分 0	2,188,479 ほか復興庁一括 計上分 0
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>
	補正予算	△402 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0	
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	
	繰越し等	0 ほか復興庁一括 計上分 0	0 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		
合 計	2,176,054 ほか復興庁一括 計上分 0	2,058,541 ほか復興庁一括 計上分 0			
	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>			
執行額 【千円】		2,006,590 ほか復興庁一括 計上分 0	1,918,087 ほか復興庁一括 計上分 0		
		<0> ほか復興庁一括 計上分<0>	<0> ほか復興庁一括 計上分<0>		

施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		
名 称	年月日	関係部分
文化芸術推進基本計画	平成 30 年 3 月 6 日 閣議決定	第 3 今後 5 年間の文化芸術政策の基本的な方向性等 戦略 3 国際文化交流・協力の推進と文化芸術を通じた相互理解・国 家ブランディングへの貢献 2020 年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開さ れ、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的か つ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディング

		への貢献を図る。
経済財政運営と改革の基本方針 2018	平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定	<p>5. 重要課題への取組 (4) 分野別の対応 ③ 文化芸術立国の実現</p> <p>「文化芸術推進基本計画」や「文化経済戦略」に基づき、2020 年までを文化政策推進重点期間と位置付け、文化による国家ブランド戦略の構築や稼ぐ文化への展開、文化芸術産業の育成などにより文化産業の経済規模（文化GDP）の拡大を図るとともに、文化財の高精細レプリカやVR作成など文化分野における民間資金・先端技術の活用を推進する。また、子供や障害者等の文化芸術活動の推進や、国立文化施設の機能強化を図るとともに、文化財を防衛する観点を踏まえ、文化財の適切な周期での修理や、保存・活用・継承等に取り組む。さらに、京都への全面的な移転に向け、文化庁の機能強化等を着実に進める。映画のロケ誘致やアート市場の活性化に向けた検討などを進めるとともに、文化プログラムの全国展開、日本遺産の認定・活用や国際博物館会議（ICOM）京都大会 2019 の開催等を通じて日本文化の魅力や日本の美を国内外に発信する。</p> <p>文化資源について、各分野のデジタルアーカイブ化を進めるとともに、内外の利用者が活用しやすい統合ポータル構築を推進する。また、インターネット上の海賊版サイトに対して、あらゆる手段の対策を強化する。また、我が国の誇るマンガ、アニメ及びゲーム等のメディア芸術の情報拠点等の整備について指定法人による取組を促進する。</p> <p>コンテンツや衣食住を含む日本固有の魅力を生み出し、発信し、商品・サービスの海外展開やインバウンド消費の拡大を図るクールジャパン戦略を深化させ、地域プロデュース人材の育成や国内外拠点の活用などを進めるとともに、国民が適正な対価で興行・イベント等を楽しめる環境を整備する。</p>
未来投資戦略 2018	平成 30 年 6 月 15 日 閣議決定	<p>4. 観光・スポーツ・文化 (3) 新たに講ずべき具体的施策 iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化 ② 文化芸術資源を核とした地域活性化</p> <p>・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「文化プログラム」を、「beyond2020 プログラム」等の活用を促しながら、大会開催地にとどまらず全国各地において実施し、日本文化の魅力や日本の美を国内外に発信するとともに、民間のノウハウを活かしつつ、誘客による地域活性化や共生社会の構築等につなげる。</p> <p>・地域における文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす自治体に対し、市町村の文化財保存活用地域計画に基づく情報発信、人材育成等の取組を支援する。また、文化財の価値向上のため、原材料・用具確保の観点も踏まえつつ適切な周期で修理・美装化等を行うとともに、文化財の散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報収集・把握や、地域の自発的取組を促しつつ、防災・防犯対策への支援や文化財の買上げ・活用を行う。</p>
知的財産推進計画 2018	平成 30 年 6 月 12 日 知的財産戦略本部 決定	<p>3. 工程表 (2) 工程表「知的財産推進計画 2017」からの継続項目 II. 新しい挑戦・創造を促す 1. コンテンツの持続的なクリエイション・エコシステムの確立 (戦略的な日本文化の発信)</p> <p>・外交上の周年事業や大型スポーツイベント等との連動による相乗効果の高い国際的な文化芸術事業や、芸術家・文化人等を「文化交流使」に指名し、海外に一定期間滞在して我が国の文化に関する講演や実演等を行う活動、海外の芸術家等が国内に滞在して制作活動や地域と交流する取組（アーティスト・イン・レジデンス）、東アジア文化都市との都市間交流等により、国際文化交流を強化し、我が国の魅力ある文化芸術の海外への発信と、様々な国の文化関係者による国境を越えた交流・協働を戦略的に推進する。(短期・中期)</p>
観光立国推進基本計画	平成 29 年 3 月 28 日 閣議決定	<p>3. 国際観光の振興 (一) 外国人観光旅客の来訪の促進 ① 我が国の観光の魅力の重点的かつ効果的な発信 ク 日本文化に関する情報の総合発信 (前略)</p> <p>また、外国における日本文化発信の際には、当該国・地域の人々の興味・関心を見据えながら、文化芸術の分野ごとの特性を踏まえて戦略的に進めることとし、外国における日本人による公演や海外フェスティバル等への参加の支援、日本文化を紹介する展覧会等を行うほか、</p>

		<p>芸術家、文化人等で各専門分野により海外で講演や実演等を行う者を指名し、世界の人々の日本文化への理解の深化につながる活動を展開することで、日本文化の発信拡大を図る。</p> <p>特に日中韓3カ国においては、文化芸術による発展を目指す都市を選定し、その都市における現代の芸術文化や伝統文化、また多彩な生活文化に関連する文化芸術関連事業の実施を通して、東アジア内の相互理解・連帯感の形成を促し、新たな文化芸術の創造を図るとともに、都市間のネットワークを強化することで観光促進に貢献する。</p> <p>また、オリンピックの機会に合わせた「日中韓共同文化プログラム」として、2018年平昌（冬季）、2020年東京（夏季）、2022年北京（冬季）という、日中韓3カ国で続けてオリンピック・パラリンピックが開催される、それぞれの機会に、それぞれの開催国において、日中韓が共同で文化イベントを実施し、連携を推進することを通じて、東アジア文化を世界に発信し、各国の訪問客の増加に貢献する。</p> <p>さらに、国内外の芸術家等が一定期間滞在し、様々な交流を通して創作活動や将来の創作活動等に有益となるプログラムを提供するアーティスト・イン・レジデンスの取組を推進することにより、外国の芸術家の訪日を促進する。</p>
--	--	---

有識者会議での指摘事項	—
-------------	---

主管課（課長名）	文化庁 長官官房国際課（大野 彰子）
関係課（課長名）	文化庁 文化部芸術文化課（江崎 典宏） 文化庁 文化財部伝統文化課（高橋 宏治） 文化庁 文化財部美術学芸課（圓入 由美） 文化庁 文化財部参事官（建造物担当）（豊城 浩行）

評価実施予定時期	平成30年度
----------	--------